

資本取引の許可申請手続の概要

1. 資本取引の許可申請

手続名：資本取引の許可申請

手続概要：(1) 外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定に基づくもの

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第21条の規定に基づき、許可を受ける義務が課された資本取引について、財務大臣の許可を取得するための申請手続です。現在、許可義務が課されている資本取引については、平成10年3月大蔵省告示第99号「外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件」をご参照ください。

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20230206-99.pdf

(2) 外国為替令第11条の3第2項の規定に基づくもの

外為法令の規定に基づき、資本取引の制限として許可義務を課された者がその指定された資本取引を行おうとするときに財務大臣の許可を取得するための申請手続です。なお、資本取引の制限として許可義務が課されるときは、事前に財務大臣が該当者に対しその旨通知等を行うこととなります。

手続根拠：外国為替令第11条第3項又は第11条の3第2項

手続対象者：当該資本取引を行おうとする者

提出時期：当該資本取引を行おうとする日前。なお、財務省における審査期間が必要なため、当該資本取引を行おうとする日の直前の申請は避けるようにして下さい。

手数料：手数料は必要ありません。

相談窓口：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係（代表 03-3581-4111）又は日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（03-3277-2107）

審査基準：許可制発動の要因となった国際約束の内容等から判断されることとなります。

不服申立方法：行政不服審査法に従った方法

2. 資本取引の許可内容の変更申請

手続名：資本取引の許可内容の変更申請

手続概要：外国為替令第11条第3項又は第11条の3第2項の規定に基づき許可を受けた資本取引の内容を変更しようとする場合の申請手続です。

手続根拠：外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）第15条第1項又は第2項

手続対象者：外国為替令第11条第3項又は第11条の3第2項の規定に基づき財務大臣の許可を受けている者

提出時期：内容の変更を行う日前。なお、財務省における審査期間が必要なため、当該内容の変更を行う日の直前の申請は避けるようにして下さい。

手数料：手数料は必要ありません。

相談窓口：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係（代表 03-3581-4111）又は日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（03-3277-2107）

審査基準：許可制発動の要因となった国際約束の内容等から判断されることとなります。

不服申立方法：行政不服審査法に従った方法

3. 上記1. 及び2. の手続に関する情報

提出方法：許可申請書又は変更許可申請書3通を作成し、下記の提出先に郵送して下さい。

申請書様式：外国為替に関する省令別紙様式第5～第13又は第15

添付書類：理由欄等において詳細を説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書等を添付して下さい。なお、許可内容の変更申請を行う場合には、原許可証を添付して下さい。

提出先：〒103-8660

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

受付時間：午前9時から午後3時まで【月～金曜日（祝日及び12月31日から1月3日までを除く。）】